

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議の開催について

令和 6 年 11 月 11 日
関係省庁申合せ案

1. 建築物のライフサイクル全体において発生する CO₂（ライフサイクルカーボン）の削減に関し、関係省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	金融庁企画市場局長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
	林野庁長官
	経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官
	経済産業省製造産業局長
	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長
	国土交通省大臣官房官庁営繕部長
	国土交通省不動産・建設経済局長
	国土交通省住宅局長
	環境省地球環境局長
3. 連絡会議の下に、建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、内閣官房及び国土交通省で処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。